



湯浅町告示第 114 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同法の規定により告示する。

なお、この人・農地プランは湯浅町産業建設課に於いて縦覧に供する。

令和元年 8月27日

湯浅町長 上山 章 善



1. 協議の場を設けた区域の範囲

湯浅町湯浅地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 8月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人 154経営体

法人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

当地域の基幹である柑橘農業ではブランド「有田みかん」の振興を柱に、高糖系品種へ改植し、高品質化を進める。

また、生産の多角化を図るための法人化や6次産業化に誘導し加工、販売を行うなどの農産物の高付加価値化を進める。人と農地の在り方は、産地の維持を目指し、農地中間管理制度を活用し地域内での農地の流動化を促進する。特に、高齢農家や規模拡大農家の意向をはじめ、後継者や新規就農者の育成計画など地域の実情を踏まえた地域・農家育成を支援する。